

# 医療費の手続きについてのお知らせ

詳細 医療支援課  
☎32-6416

申請窓口 医療支援課（市役所1階17番窓口）、勇払・のぞみ出張所

## 医療費の払い戻し請求を忘れていませんか？

乳幼児等医療、重度心身障害者医療またはひとり親家庭等医療の受給者証をお持ちの方で、医療機関で支払った自己負担額が下記の1カ月の自己負担限度額を超えた場合、請求により超えた分が支払われます。（請求できる期間は診療月の翌月から2年間です）

1カ月の自己負担限度額	
外来限度額	12,000円
入院および世帯限度額	44,400円

同一世帯で同一医療費助成制度に該当している方が複数いる場合は、それぞれの外来・入院の自己負担額を合算し、「入院および世帯限度額」を超えた分が支払われます。

対象外 ▶ ●ベッド代など保険外診療に係る費用 ●入院時の食事に係る費用 ●介護保険の自己負担金 など

### 請求に必要なもの

- ◆ 領収書（診療明細が記載されたもの）
- ◆ 医療費受給者証
- ◆ 健康保険証
- ◆ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ◆ 本人の振込先金融機関の口座（未成年の場合は保護者）

## 医療費助成の手続きを忘れていませんか？

下表の対象となる方に、病院などにかかったときの医療費の一部を助成しています。まだ申請していない方は、手続きをしてください。

必要書類 健康保険証のほか、制度により必要書類が異なりますのでお問い合わせください

制度名	対象者	助成内容	自己負担の内容
重度心身障害者医療	●身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ●IQ50以下の知的障がいの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（65歳から74歳までの方は、上記のほか後期高齢者医療制度に加入していること）	入院 および 通院  ※精神障 がい者は 通院のみ	◆就学前の方・市民税非課税世帯の方 初診時一部負担金を負担 内科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円（乳幼児を除く） 訪問看護 8,000円/月 ◆上記以外の方 医療費の1割を負担 ※ただし、1カ月の自己負担限度額があります 外来 12,000円/月 入院および世帯 44,400円/月 訪問看護 12,000円/月
ひとり親家庭等医療	●母子および父子家庭の18歳未満の児童とその親 ●両親が死亡などで両親以外の方に扶養されている18歳未満の児童 ●身体障害者手帳1・2級をお持ちの方の配偶者と18歳未満の児童（18歳以上20歳未満で、学生や未就労により扶養されている場合は特例があります）		
乳幼児等医療	0歳～就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児 小学生（12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）		

※小学生の入院助成は、就学後再度申請が必要となります。

## 老人（入院）医療費助成制度のお知らせ

65歳から69歳までの方で、所得要件を満たしている方を対象に、入院したときの医療費の一部を助成しています。（後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者は対象となりません）

### 助成内容

医療機関に入院し、1カ月の自己負担額が表1の負担基準額を超えた場合は、請求により支給限度額を上限に支払われます。なお、入院時の食事代や健康保険適用外の費用は除かれます。

負担基準額と支給限度額（表1）

負担区分	負担基準額	支給限度額
一定以上所得者 注1	80,100円	69,900円
一般 注3	44,400円 注4	35,700円 注5
低所得者 注2	24,600円	10,800円

注1 一定以上所得者とは、課税所得が145万円以上の老人医療費（入院）受給者の方が同一世帯にいる方

注2 低所得者は、世帯員全員が市民税非課税の方

注3 一般は、注1・2以外の方

注4 26年4月以降診療分は、62,100円

注5 26年4月以降診療分は、18,000円

### 所得要件

65歳～66歳

本人、配偶者、扶養義務者のそれぞれの前年の所得金額（1～7月の医療費の場合は前々年の所得金額）が表2・3の所得限度額以下の場合に、助成対象となります。

本人の所得限度額（表2）

配偶者・扶養義務者の所得限度額（表3）

扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
0人	1,595,000円	0人	6,287,000円
1人	1,975,000円	1人	6,536,000円
2人	2,355,000円	2人	6,749,000円
3人	2,735,000円	3人	6,962,000円

67歳

本人の市民税課税標準額（前年分。1～7月の医療費の場合は前々年分）が1,800,000円以下の方

68歳～69歳

所得の制限はありません。

### 必要書類

領収書（診療明細が記載されたもの）、健康保険証、印鑑（朱肉を使用するもの）、本人の振込先金融機関の口座